

2015年5月28日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2015年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

大震災と原発事故から4年2カ月が経過しました。第一原発でくり返される汚染水漏れや作業トラブル、他県にも増して深刻な米価下落、悪化するイノシシをはじめとした鳥獣被害、県内全域で続く観光業への打撃、小さい子を持つ母親の「我慢疲れ」も指摘されるなど、11万人余の避難者はもとより避難指示や実際の避難の有無に関らず、原発事故によって多くの県民がいまも苦難を強いられていることは明らかです。

一方、事故から5年目を迎え自民党復興加速化本部が「第五次提言案」を示しましたが、この中で、被害実態でなく時間の経過を根拠とした賠償や支援の打ち切り、被害者への「自立」の押しつけがいつそう露骨化しており看過できません。精神的損害賠償では、事故から6年後までに帰還困難区域を除くすべての避難指示を解除し、その一年後2018年3月には一律に慰謝料を打ち切るとの方針が提言案で示されましたが、福島民友新聞が社説で「避難区域の復興が国の前提通りに進んでいないのは明らか」と指摘し、避難指示の解除時期「前提ありきの感が否めない」と批判しているように、避難自治体や住民それぞれの実情を考慮しない対応は、ますます被害者に困難を押し付けることとなります。

安倍内閣は「戦争法」の問題をはじめ、雇用破壊、社会保障削減などの暴走を重ねるとともに、「新基準」を満たした原発は再稼働すると明言しています。学者・民間機関の世論調査によれば再稼働反対が7割を超えており（4月7日付ロイター通信）、本県の現実も国民の声も無視した再稼働の強行は断じて許されません。福島切り捨てと一体に進められようとしている全国原発再稼働や、原発に固執する国のエネルギー政策に対し、原発事故被災県としてきっぱりと反対の意思を示すとともに、全県民が被害者であるとの立場を確立し施策を展開することがあらためて県に求められています。

以下の項目について要望します。

一、「海外で戦争する国」づくりを許さないことについて

安倍内閣は、「戦争法案」を今月14日に閣議決定し国会へ提出しました。同法案には、①米国が世界のどこであれ戦争に乗り出せば自衛隊は従来の「戦闘地域」で軍事支援をする、

②戦乱が続く地域で自衛隊が武器を使って治安維持活動を行う、③集団的自衛権を発動して米国の無法な戦争に自衛隊が参戦する—という3つの危険があり、戦争放棄を掲げる憲法9条の下で歴代政府が曲がりなりにも設けてきた「歯止め」をことごとく投げ捨て、国と地方の関係も含めてこの国のあり方を180度転換してしまうものです。

昨年12月議会で知事が述べた、日本の今日の平和と繁栄は「三つの基本原則を掲げた憲法の制定が、・・・平和を希求する国家として国際社会からの信任を得たことが大きかった」との認識、さらに「現行憲法を精神を原点として、一人一人が生きがいと幸せを実感できる豊かな県づくりを推進」するとの決意とも相容れません。

1. 日本を海外で戦争する国につくりかえる「戦争法案」の撤回・廃案を国に求めること。

二、「原発ゼロ」——福島切り捨て許さず、県民によりそった復興を

(1) 国のエネルギー政策について

国は、原発を「重要なベースロード電源」とする昨年4月のエネルギー基本計画の閣議決定をふまえ、2030年時点の電源構成における原発の比率を20%台にしようとしています。これは、再生可能エネルギーの電力を優先的に供給しようとしている世界の流れとも逆行するものです。

福島原発事故を教訓にすれば、廃炉・汚染水対策への経費一つをみてもすでに膨大な国費が投じられており、廃炉技術も核廃棄物の処理や処分方法も決まっていな中で、原発の再稼働などありえません。

1. 原発事故という痛苦の被害を受けた福島県として、第二原発を含めた県内10基廃炉の決断を国に迫り明言させること。
2. 国として脱原発を決断し、再生可能エネルギーを国のエネルギー政策の基本にするよう転換を求めること。

(2) 原発事故収束に果たすべき国の責任について

1. 福島第一原発の汚染水漏れは依然続いており、東電まかせでは解決しません。「国が前面に立つ」を言葉だけにせず、現地の体制強化と、原発労働者の抜本的な労働環境・処遇改善を国に求めること。
2. 徹底した情報公開と「放射能で海を汚さない」との立場を堅持し、国・東電にも同様の立場を求めること。

(3) 避難指示の解除について

1. 避難指示解除時期の判断は住民の合意を前提とし、国による解除の押し付けを行わないよう求めること。
2. 避難指示解除の前提となる徹底した除染、上下水道の整備、飲料水確保、医療・介護施設の整備など、住民が安心して帰還できる環境整備を国の責任で行うよう求めること。
3. 住民合意を前提とした避難指示の解除後も、国自身が示した除染目標を堅持し空間線量

低減をはかるよう国に求め続けること。

(4) 継続する被害の実態に見合った原子力損害賠償について

1. 精神的損害賠償を一律 2018 年 3 月末で終了することなく、被害の実態に見合う賠償の継続を国と東電に求めること。
2. 商工業者等の営業損害賠償は、今後 2 年の延長で終了することなく被害が継続する間は賠償も継続することを国と東電に求めること。
3. 避難指示解除準備区域で避難指示が解除された地域の精神的賠償を 1 年経過後も継続するとともに、旧緊急時避難準備区域も対象とするよう国と東電に求めること。
4. 精神的損害賠償を求めADRに申し立てる運動の全県的な広がり、県として重く受け止め支援すること。また、ADRが浪江町民の申し立てに対して示した和解案を東電が拒否し続けていることについて、原賠審の委員からも「ADRのシステム全体を否定するもの」との批判が出ていることを重く受け止め、東電が和解案を真摯に受け入れ確実に実行するよう県として求めること。
5. 2017 年 5 月で終了とされている住宅家賃賠償について、継続を国と東電に求めること。
6. 東電が住民に対し精神的損害賠償を行っていない地域について、全県民が被害者との立場から改めて慰謝料の支払いを東電に求めること。

(5) 全被害者への支援の継続・強化について

1. 「自主避難者」への住宅提供は 2017 年 3 月で終了することなく継続すること。また、同一自治体への「自主避難」に対する住宅提供を 2011 年に遡って実施すること。併せて、「自主避難者」への生活支援策を国と東電に求めること。
2. 復興公営住宅の入居に当たっては連帯保証人を付けずとも入居できる特例措置を設けること。
3. 長期化する仮設住宅の生活を支援するため、仮設住宅の一斉総点検と修繕事業を行うこと。
4. 避難自治体住民に対して、二重住民票の制度を創設し被災住民の生活再建を支援すること。
5. 今後懸念される孤独死・関連死の増加を防止するため、生活習慣病等の基礎疾患管理に携われる保健師等の支援員を増員すること。
6. 県外に避難する子どもたちが、避難先で甲状腺検査が受けられるよう、実施医療機関を増やすこと。
7. 原発事故が再発した場合に服用するヨウ素剤の配布について、3 歳以下の子供向けのヨウ素剤の開発を国に求めること。また、5 キロ圏内に限定せず、県内どこでも配布できるような体制を確立すること。
8. 自治体が実施している震災等対応雇用支援事業（緊急雇用事業）について、打ち切ることなく事業を継続・拡充するよう国に求めること。

(6) 除染の推進と中間貯蔵施設について

1. 中間貯蔵施設設置では、国の加害者責任を十分自覚して地権者との交渉にあたるよう職員一人一人に徹底することを国に求め、体制強化も含めて丁寧で十分な対話を重視するよう求めること。
2. フォローアップ除染のガイドラインを早期に示すよう国に求めること。引き続き技術者の育成を行い各市町村の除染の促進を援助すること。
3. 除染作業員に設計単価どおりの適正賃金が支払われるよう、福島労働局の指導も踏まえ現場に徹底すること。

(7) 復興財源の確保について

1. 県内全域で原発事故被害が様々なかたちで継続していることから、復興事業に関する財源は「全額国費負担」を継続し、来年度以降も自治体の一部負担を導入しないよう強く国に働きかけること。
2. 本年実施の国勢調査で人口ゼロの自治体が発生することから、自治体存続に向けた財政支援のいっそうの強化を国に求めること。
3. 復興にかかわる交付金については、帰還促進のためのハード事業などインフラ整備に偏ることなく、一人ひとりの県民の生活の再生・再建、こころの復興に資するソフト事業を位置づけ、また柔軟に使える措置を求めること。

三、日本一子育てしやすい県、長生きの県にふさわしい福祉型県づくりへ

(1) 医療について

1. 県が今年度中に策定する「地域医療構想」では、どの地域においても、国民皆保険の本質である必要な医療が公的保険で受けられる医療提供体制を保障する構想とすること。
2. 「地域医療構想」策定にあたっては、国のガイドラインのみに基づくのではなく、各地域医療の実態に即し、関係団体などの意見を十分に反映させ、地域に密着した一般病床の拡充を含め、医療提供体制を強化することを明確にすること。
3. 国民健康保険の最大の問題が、加入者の支払い能力をはるかに超える高すぎる国保税にあることを直視し、広域自治体の県として独自に財政投入し、保険税軽減を図ること。
4. 国民皆保険の最後のとりでである国民健康保険が、真に「社会保障及び国民保健の向上に寄与する（国保法第一条）」よう、国に対し国庫負担の抜本的引き上げを求めること。

(2) 介護について

1. 第6期（2015～2017年）の第一号被保険者の介護保険料基準額は、県全体で第1期と比較して2,378円から5,592円へと実に2.35倍も増大し、なかでも飯舘村の8,003円（3.4倍超）をはじめ、原発事故による避難を余儀なくされた町村ほどその負担が激高し、制度の矛盾が噴き出しています。当面、県として保険料高騰を緩和する措置をとるととも

- に、国に対し、介護保険への国庫負担の引き上げを求めること。
2. 介護保険での要支援サービスが「新総合事業」へ移行するにあたり、市町村において、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民主体による「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、新たなサービス・資源を創る基本方向をもてるよう、県として十分な支援をすること。
 3. 市町村が生活支援コーディネーターを選任・配置するにあたり、公共性・公益性が担保され、地域の関係者が合意できる方法となるよう、県として支援すること。
 4. 住民の助け合いについては、公的介護保険サービスの「受け皿」と位置づけるのではなく、現行サービス利用を前提に、地域における支えあいや地域づくりを促進するものとして市町村が位置づけられるよう県として支援し、必要な経費について助成できるよう、県としての支援策を構築すること。
 5. 業務が増大する地域包括支援センターが本来果たすべき機能を果たせるよう、職員体制の抜本的な拡充、行政責任を明確にした運営ができるよう、市町村への支援を抜本的に強化すること。

(3) 子育て支援について

1. 県として、子どもの貧困の実態を可視化したうえで「貧困対策計画」を策定すること。
2. 子どもの貧困対策にあたっては、情緒面を含めた発達や健康、虐待やネグレクト、絵本の読み聞かせなどの文化的な資源の不足などや、これらの要因に親たちの低賃金や長時間就労などで子どもと触れ合う時間の短さも指摘されており、単に経済的困窮対策だけでなく、孤立しがちな親や子どもたちが住む地域での「居場所づくり」を含め、子どもたちをサポートするしくみづくりを視野に入れたものとする。
3. 県内どこでも良質の保育を受けられるよう、保育士養成や保育施設の整備について市町村を支援すること。
4. 認可保育所の待機児童解消に向け、希望したがどの保育所にも入れなかった子どもを県として市町村ごとに把握し、その解消のために保育士養成と施設整備を県として支援すること。
5. 認可外保育所の保護者負担軽減策を拡充し、3歳以上の子どもも対象にすること。
6. 学童保育の施設整備、指導員の資格・待遇などの実態を把握し、県内どこでも十分な水準の施設・設備・運営が図られるよう支援すること。

(4) 教育について

1. 教育費の保護者負担の軽減に向け、市町村を支援するとともに県の教育予算を抜本的に増額すること。
2. 子どもたちが学校卒業後に「借金」に追われるような事態をなくすためにも、国に対し、給付型奨学金制度の創設を強く求めるとともに、福島県奨学資金についても給付型制度とすること。

3. 被災高校生・大学生対象の震災特例奨学金制度について制度の周知を図るとともに、全県民が被害者との立場から県内全域の学生・生徒を対象を拡大すること。
4. 学校場で貧困を含めた教育相談にかかわるスクールソーシャルワーカーが、安定した賃金と雇いで働ける条件整備を整えるとともに、その人材育成・確保をいっそう進めること。

四、地域経済を担う農林水産業・中小企業の再生、観光の復興へ

1. 関税撤廃を柱とし、農林水産業はもとより、医療、雇用、食の安全など、アメリカや大企業主導で日本経済を土台から壊すTPP交渉からの撤退を国に求めること。
2. 原発事故の影響に加え農家に大打撃を与えている米価下落について、生産費を保障する県独自の支援策を講じること。
3. 今後事業再生に取り組む事業者は困難を抱える中小零細業者が多いことから、グループを組めない事業者に対してもグループ補助と同等の支援を行うこと。
4. 実施前から関心が高い「旅行券」については、県民の要望に応えられるよう必要に応じ増額補正も視野に検討すること。
5. 再生可能エネルギー先駆けの地にふさわしく、本県が持つ豊かな資源を活用した地産地消型の本格的な導入促進を図ること。
6. エネルギー消費量を大幅に削減するために、省エネ住宅への支援など県独自の取り組みを強化すること。

五、本県の復興を推進する職員体制の強化を

1. 5年目に入った福島県の復旧・復興の取り組みは、依然として困難さと複雑さが入り交じり自治体職員にも疲労感が蓄積しています。県職員のみならず、市町村職員の負担を軽減し、一層被災県民に寄り添った行政と支援活動を推進するためにも、復興に携わる職員を増員しその層を厚くすることが引き続き求められます。他県からの支援の増員要請を行うとともに、定数の増員を行うこと。
2. 相次ぐ自殺者を出した県警職場の在り方を総点検し、警察法第一条「民主的理念を基調とする警察の管理と運営」にふさわしい職場づくりを通し再発防止に努めること。

以 上